

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1. 竹田市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

竹田市では、国・県・市指定文化財については文化財保護法・大分県文化財保護条例・竹田市文化財保護条例・大分県文化財保存活用大綱・竹田市文化財保存活用地域計画に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。

今後も文化財保護法等関連法令・大綱・計画に基づき、引き続き適切な保存や管理を行う。また、未指定文化財については、調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。

無形の文化財については、これまでにさまざまな助成事業を活用し、用具の整備や保存継承に不可欠な記録映像等の撮影等を行い、無形の文化財の正確な継承に努めてきた。今後も、無形の文化財が正確に後世へ伝承されるための取り組みを行っていく。

#### (2) 文化財の修理（整備も含む）に関する方針及び具体的な計画

文化財の修理や整備について、国・県指定文化財の修理や整備については、文化財保護法をはじめ関係法令に基づき適切な手続きをとって、文化庁や大分県教育委員会及び必要に応じて有識者等に指導や助言を受けて実施している。

市指定文化財については、竹田市文化財保護調査委員会や有識者に指導・助言を受けて実施している。

また、文化財の修理や整備にあたっては、文献等の史料に基づいて歴史の真正性を担保した修理・整備を行う。

#### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画

竹田市歴史文化館や竹田市立図書館において歴史資料や美術工芸品の保管及び公開を行っているほか、各地域にある公民館や総合文化ホールにおいて、各地域の歴史資料の展示や学習会を実施している。

これらの施設における連携強化図り、訪れる市民や観光客に対し、より理解しやすい展示や学習会等の充実を図る。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画

市内各地に数多くの文化財が広く点在していることから、文化財の周辺環境や住民活動等を一体的に捉えて保全していく必要がある。

適切な文化財の保全を図ったうえで、竹田市景観計画に基づき各地域の良好な景観形成及び環境保全に努め、文化財及び周辺環境と調和に配慮し実施する。

#### **(5) 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画**

竹田市消防本部や竹田警察署と連携し、文化財の盗難・毀損に対する見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るように努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を設置するよう指導を実施する。

さらに平素から竹田市地域防災計画に記載された、有事の際の文化財保護に関する連絡体制を確認するとともに、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターとの連携がスムーズに行えるよう連絡調整を行う。

#### **(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画**

市内に所在する文化財について、広く市民や観光客に対し関心を持ってもらうことが重要であり、竹田市では、これまでに文化財市民講座、市内小学校への文化財学習・民俗芸能大会の開催、文化財修理現場公開、広報たけたへの文化財情報の掲載等を通して市民への啓発活動を実施してきた。今後も、学習会やケーブルテレビなどを通じての情報発信を継続的に行う必要がある。

#### **(7) 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画**

竹田市には縄文時代から近世に至るまでの周知の埋蔵文化財包蔵地が数多く確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法に基づく届出を受け、大分県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。

埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

#### **(8) 文化財の保存・活用に係る市教育委員会の体制の現状と今後の方針**

竹田市における文化財の保存・活用を担当する部署は、教育委員会まちづくり文化財課であり課内に課長1名、まちづくり文化財係3名、歴史文化館館長1名、次長1名、学芸員4名、事務員1名、文化財管理センター2名（センター長はまちづくり文化財課長が兼務、専門員1名）の体制で文化財保護を進めている。

竹田市文化財保護調査委員会条例に基づき竹田市文化財保護調査委員会が設置され、文化財の指定・解除等の文化財の保護に関する重要事項について調査及び審議を行う。

現在の調査委員は13名で、考古1名、仏像1名、古建築1名、動物1名、植物1名、民俗1名、郷土史7名で構成されている。

## **（９）文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画**

市内には文化財の保存や管理に関わる団体が複数存在し、各地域においてその活動を行っている。国指定の史跡七ツ森古墳群や、県・市指定文化財に対し地元自治会や老人クラブ等により除草作業や日常管理が行われている。

また、神楽・獅子舞・白熊等の民俗芸能の継承活動については各保存会により行われている。

## **２．重点区域に関する事項**

### **（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針**

重点区域において、国指定文化財については文化財保護法に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っており、重要文化財願成院本堂（愛染堂）の保存修理や、国指定史跡岡城跡、国指定史跡旧竹田荘、国指定史跡岡藩主中川家墓所の保存整備を実施し文化財の保存を行った。

岡城跡は保存活用計画、岡藩主中川家墓所については保存管理計画を策定し、適切な保存・管理に努めてきた。

保存管理計画等の未策定の国指定文化財については、必要に応じて計画策定を実施する。

また、県・市指定文化財についても大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づいて、所有者や管理者等に適切な保存や管理の指導や助言を行っている。

今後も、文化財保護法、大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づき、引き続き適切な保存や管理を行い、必要であれば文化財のみならずその周辺環境の整備についても支援等を行う。

また、未指定文化財については、調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。

しかしながら、重点区域内で行われる祭礼などの無形の文化財については、詳細な調査行われておらず、その継続のための方策検討も行われていない。

今後は早急な調査を実施し、後世へ正確に継承されるための記録の保存や、継承のために必要な支援・助成を図る。

#### **【市内全域における事業】**

- ・文化財総合把握事業（令和２年度～令和１５年度）
- ・民俗芸能等支援事業（平成２６年度～令和１５年度）

### **（２）文化財の修理（整備も含む）に関する方針及び具体的な計画**

重点区域においては、史跡岡城跡保存修理事業を継続して取り組むほか、必要に応じ、その他の指定文化財についても保存修理を実施する。

その整備に際しては、有識者で組織する竹田市文化財保護調査委員会や史跡

岡城跡調査整備委員会に指導・助言を受ける。

**【重点区域における事業】**

- ・ 史跡岡城跡保存整備事業（昭和 63 年度～令和 15 年度）

**【市内全域における事業】**

- ・ 指定文化財等保存整備事業（令和 6 年度～令和 15 年度）

**（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画**

重点区域内にある歴史文化館や市立図書館については、収蔵されている貴重な資料を保管するスペースが不足していることや、重要資料を保管する施設としての設備が十分とはいえないことから今後施設の整備を行う。

重点区域内にある登録有形文化財については、保存修理実施後、旧一味楼は公民館として、吉川家住宅は染色家へ貸し出し、内部の公開活用を行っているが、今後引き続き、他の歴史的建造物についても同様に公開活用を図ることとする。

また、市内には岡城跡や旧竹田荘等、本市観光の中心となる文化財が多数存在しており、これらの文化財施設を回遊するルートとして歴史の道が設定されているが、歩道や駐車場、案内板・説明版等の設備について十分ではなく、これらの整備に加えて観光案内や休息施設を備えた施設の整備や、城下町から岡城跡へのアクセス改善など、観光客が訪れやすい環境づくりを行う。

**【重点区域における事業】**

- ・ 建物修景補助事業（平成 13 年度～令和 15 年度）
- ・ 歴史文化館等公開活用事業（平成 26 年度～令和 15 年度）

**【市内全域における事業】**

- ・ 文化財等説明板案内板設置（平成 13 年度～令和 15 年度）
- ・ 「郷土学」推進事業（令和 6 年度～令和 15 年度）

**（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画**

竹田市景観計画に基づき区域内の環境保全に努める。また、道路の美装化、排水路の整備、街路灯や案内板等のデザインについて、文化財及び周辺環境と調和に配慮し実施する。

また、過疎高齢化により城下町内の空き家・空き店舗等が発生している。老朽建物の除却及び空き家・空き店舗の有効活用を図る。

**【重点区域における事業】**

- ・ 道路美装化事業（平成 13 年度～令和 15 年度）
- ・ 豊後竹田駅周辺整備事業（令和 6 年度～令和 11 年度）
- ・ 城下町空き家・空き店舗再生促進事業（平成 26 年度～令和 15 年度）
- ・ 景観環境整備事業（令和 6 年度～令和 15 年度）

## **(5) 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画**

重点区域内においては、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、旧竹田荘（国の史跡）、岡藩主中川家墓所（国の史跡）、願成院本堂（重要文化財）、西光寺境内（県指定史跡）において、竹田市消防署、竹田市消防団、地元自治会と教育委員会が共同で防火訓練を実施しており、今後も継続して行う。

防火用水となる市街地導水路についても、防火用水の確保が出来るよう点検及び改修を行う。

また、寺社や貴重な資料を保管する歴史文化館、市立図書館等については、防犯・防火を図る上で、防犯装置や自動火災報知設備等の設置や点検を行うなどの対策を推進する。

文化財において、災害や経年劣化、外的要因による毀損や滅失が生じる恐れがあり、損傷等が生じた際の適切かつ迅速な修理・復旧が必要である。

そのために日頃から所有者との連携を密にし、また所有者に対し機械警備システム等の導入を促し、更には文化財所在マップをもとに、警察署や、市民ボランティアによる巡回を依頼するなどの防犯対策にも努める。

## **(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画**

重点区域内においては、市民ボランティアガイドによる案内や、竹田市立歴史文化館での常設展示・企画展示・各種講座を通じて地域の歴史文化の啓発活動を実施している。

また、歴史文化に関する講演会や先人顕彰活動の拠点施設整備を行うとともに、住民や観光客が手軽に情報を得ることが出来る案内パンフレットの作成や観光案内施設を設置する。

### **【重点区域における事業】**

- ・「郷土学」推進事業（令和6年度～令和15年度）【再掲】
- ・ガイドマップ等製作事業（令和6年度～令和15年度）
- ・案内ガイド養成事業（令和6年度～令和15年度）

### **【市内全域における事業】**

- ・文化財総合把握事業（令和2年度～令和15年度）【再掲】

## **(7) 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画**

重点区域は、その区域の大半が周知の埋蔵文化財の包蔵地となっており、岡城跡や城下町遺跡など14か所にのぼる。

これらの包蔵地のほとんどが近世の遺跡に属し、岡藩城下町の構造を理解するうえで重要な遺跡である。

このため、民間で行われる建築物や構造物の取り壊し撤去、また、建設の際には十分な指導管理を行い、事業者にも注意を喚起し、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。

## (8) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO等各種団体の状況及び今後の体制の方針

重点区域内での文化財と住民等の関わりについては、ボランティアガイドによる岡城跡や城下町の案内、住民による史跡のボランティア清掃が行われていることに加え、平成14年(2002)度からNPO法人竹田まちなみ会により城下町における建造物等の修景において、施主からの事前相談や現地調査をし、竹田市の景観を考慮した基本設計及概算見積等を行っている。

また、田能村竹田をはじめとする先人の顕彰活動が住民により組織され、活動が行われており、加えて文化財を取り巻く環境保全の活動として、里山の放置竹林の伐採や、伐採した竹の活用としてのイベント開催を通じて地域振興を行っている。

今後は、文化財の保存・活用に関わっている住民等と行政との連携を強化し、継続して活動ができるような支援等を行うなど官民共同により保存・活用を図っていく。

### 【市内全域における事業】

- ・ 民俗芸能等支援事業（平成26年度～令和16年度） 【再掲】

団体名	活動概要
竹田市観光ボランティアガイド	文化財施設等の案内
岡の里事業実行委員会	竹田市の自然と歴史の調査研究、市民講座の実施、情報誌の発行
NPO法人竹田まちなみ会	城下町の歴史的建造物の修景事業の設計
岡城・歴史まちづくりの会	岡城跡と城下町の再生の取り組み
田能村竹田顕彰会	田能村竹田の顕彰活動
瀧廉太郎会	瀧廉太郎の顕彰活動
廣瀬武夫顕彰会	廣瀬武夫の顕彰活動
竹田よしみ会	佐藤義美の顕彰活動
NPO法人里山保全竹活用百人会	荒廃した里山の環境保全作業、及び地域の経済振興や景観保全活動。

### 重点区域内で活動する文化財関係団体等